

＜指定居宅介護支援事業所運営規程＞

第1条（事業の目的）

医療法人社団村重医院が、開設するあおぞら居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）は、利用者が要介護状態となった場合も、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、事業所の介護支援専門員又はその他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、計画に基づく適正な指定居宅介護支援を提供し、連絡調整、紹介等を行う

また、地域住民の福祉の増進に貢献することを目的とする

第2条（運営の方針）

- (1) 事業の実施に当たっては、事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行う
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う
- (3) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることのないように複数の事業所から選択できるように必要な情報を提供し、公正中立に行う
- (4) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める
- (5) 従業者の教育研修を重視する
- (6) 地域包括システムの構築推進の為、保険者などから資料又は情報の提供の求めがあった場合、これに協力します

第3条（事業者の名称及び所在地）

名 称 ： あおぞら居宅介護支援事業所

所在地 ： 山陽小野田市須恵一丁目12番33号

連絡先 電話 0836-81-0008 F A X 0836-81-0015

第4条（従業員の職種、員数等）

管理者 1 名（介護支援専門員と兼務 主任介護支援専門員とする）

管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする

介護支援専門員 5 名（常勤）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる

第 5 条（営業日 営業時間等）

営業日は毎週月曜日から金曜日。但し、国民の祝日、8 月 15 日・16 日、12 月 30 日・31 日、1 月 1 日・2 日・3 日を除く。

土曜日は午前中当番制で 8：30～12：30 事務所に待機している

但し、休日であってもサービスの提供を行う場合がある。

（営業時間）本事業所の営業時間は、営業日の 8：30～17：30 までとする。

但し、営業時間外であっても、サービスの提供を行う場合がある。

第 6 条（居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額）

指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする

1.

(1)利用者からの相談を受ける場所について、事業所内及び利用者宅、その他プライバシーが守られる場所とする

(2)使用する課題分析票の種類 事業所独自のものとする

(3)サービス担当者会議について、関係者及び関係事業所が参加(場合によって照会とする)し、サービスの新規利用及び追加、変更、利用者の状態変化、介護区分の変更、その他必要と思われる際に必ず開催することとする。開催場所については事業所内及び利用者宅、その他必要と認められる場所とする

(4)介護支援専門員の居宅訪問頻度 1 カ月に 1 回以上

(5)モニタリングの結果記録 1 カ月に 1 回以上

※但し、災害や感染対策等、やむおえない事情で訪問が困難な場合もある。その際は必ず保険者に確認することとするとともに、その旨を記録に残す

2.

事務所は、ご契約者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、要する燃料代及び交通費を利用者及び家族に請求することができるものとする

第 7 条（通常の事業の実施地域）

本事業所の通常の事業の実施地域は、山陽小野田市、宇部市の一部（楠町・藤曲・厚南）とする。

第 8 条（事故発生時の対応）

事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、管理者、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。又、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

加入保険：㈱全福サービス TEL 03-3252-2035

FAX 03-3258-8878

第 9 条（苦情・ハラスメント処理）

1. 事業所は、提供した指定居宅介護支援、又は自らが居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業所等に対する利用者又はそのご家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする
2. 本事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出、もしくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問もしくは紹介に応じ及び市町村職員が行う調査に協力するとともに、市町村から指導、助言を受けた場合は、それに従い必要な改善を行うものとする
3. 本事業所は、自らが居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする
4. 本事業所は、指定居宅介護支援に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする

第 10 条（虐待防止に関する事項）

1. 事業所は、利用者の人権擁護・虐待防止のため次の措置を講ずるものとする
 - (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図るものとする
 - (2) 虐待防止の為の指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする

第 11 条（そのほか運営に関する重要事項）

1. 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認証ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする

- (1) 採用時研修採用後 6 カ月以内
 - (2) 虐待防止に関する研修年 1 回以上
 - (3) 権利擁護に関する研修年 1 回以上
 - (4) 認知症ケアに関する研修年 1 回以上
 - (5) 介護予防に関する研修年 1 回以上
 - (6) 感染症に関する研修年 1 回以上
2. 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らし
てはならない
 3. 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密
を漏らすことのないよう、従業者でなくなったその後においても、これらの秘密を保持
すべき旨を雇用契約の内容とする
 4. 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介
護支援を提供した日をいう。）から最低 5 年間は保存するものとする
 5. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団村重医院と事業所の
管理者との協議に基づいて定めるものとする

第 12 条（事業継続計画）

業務継続計画（BCP）の策定等にあたり、感染症や災害が発生した場合でも利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続家を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする

第 13 条（衛生管理）

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める

附則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

但し、準備要介護認定等に係る準備居宅サービス計画の作成については、平成11年11月1日から行うものとする。

この改訂版は、平成14年3月1日から施行する。

一部改正は、平成17年6月8日より施行する。

一部改正は、平成17年8月1日より施行する。

一部改正は、平成19年4月1日より施行する。

一部改正は、平成19年8月1日より施行する。

一部改正は、平成23年6月1日より施行する。

一部改正は、平成24年4月1日より施行する。

一部改正は、平成25年4月1日より施行する。

一部改正は、平成25年7月1日より施行する。

一部改正は、平成27年4月1日より施行する。

一部改正は、平成27年10月1日より施行する。

一部改正は、平成28年1月5日より施行する。

一部改正は、平成30年4月1日より施行する。

一部改正は、令和2年4月1日より施行する。

一部改正は、令和6年1月1日より施行する。